

新旧対照表

○神奈川県中小企業高度化資金貸付規則

新	旧
<p>第1条～第3条 (略) (団体保証又は担保)</p>	<p>第1条～第3条 (略) (保証人及び担保)</p>
<p>第4条 申込者は、<u>金融機関、商工会議所、商工会その他の団体による債務の保証（以下「団体保証」という。）を受け、又は担保を提供しなければならない。この場合において、申込者は、知事が債権の保全を図るため必要があると認めるときは、保証人を立てなければならない。</u></p>	<p>第4条 申込者は、保証人を2人以上立て、かつ、担保を提供しなければならない。ただし、申込者が別表第1の貸付けの相手方欄に掲げる者のうち組合等の組合員等である場合であつて、当該申込者が別表第2の5の項に掲げる貸付けを受けようとするときは、保証人を1人とすることができる。</p>
<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、申込者が貸付金の交付を受けた日から5年以内に貸付金の全部を償還することのできる資力を有する場合であつて、知事が適当と認めるときは、申込者は、団体保証を受けること又は担保の提供を要しない。</u></p>	<p>2 <u>前項の規定にかかわらず、申込者が地方公共団体及び法律の規定により設立された中小企業者を主な構成員とする団体が出資若しくは拠出を行つている会社、公益社団法人若しくは公益財団法人又は市町村である場合であつて、知事が適当と認めるときは、保証人を立てないことができる。</u></p>
<p>3 <u>第1項後段の保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。</u></p>	<p>3 <u>保証人は、貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとする。</u></p>
<p>4 <u>第1項後段の保証人は、連帯保証承諾書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p>	<p>4 <u>保証人は、連帯保証承諾書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。</u></p>
<p>第5条～第26条 (略) 附 則</p>	<p>第5条～第26条 (略) 附 則</p>
<p>1～6 (略)</p>	<p>1～6 (略)</p>
<p>7 <u>令和6年3月31日までの間、金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関をいう。）による債務の保証を受けた者に対する資金の貸付けに係る別表第2の規定の適用については、同表の2の項中「80パーセント以内。ただし、小規模事業者に対する貸付けについては、90パーセント」とあるのは「90パーセント」と、同表の3の項中「80パーセント」とあるのは「90パーセント」と、同表の4の項中「80パーセント以内。ただし、小規模事業者に対する貸付けについては、90パーセント」とあるのは「90パーセント」とする。</u></p>	<p>(新規)</p>